

### 3 重点整備地区のバリアフリー化の現状

重点整備地区におけるバリアフリー化の現状は、次のとおりです（平成28年3月末現在）。なお、現状を評価するにあたって、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「東京都福祉のまちづくり条例」の基準に則して判断しています。

#### (1) 生活関連施設のバリアフリー化の現状

##### ①鉄道駅

旗の台駅では、おおむねバリアフリー対応が完了しています。多機能トイレ（だれでもトイレ）<sup>※7</sup>や車いす対応エレベーターの設置などのバリアフリー化が進められています。

	多機能トイレ（だれでもトイレ）				エレベーター （※）	バリアフリー 動線の確保
	有無	オスト メイト	ベビー チェア	ベビー ベッド		
旗の台駅	○	○	○	○	○車	○



※「車」の表示は、車いす対応エレベーター  
左：旗の台駅多機能トイレ（だれでもトイレ）  
右：旗の台駅エレベーター

	改札口		券売機	精算機
	改札幅	音声案内		
南口	○	○	○	○
東口（北側）	○	×	×	○
東口（南側）	○	×	×	○

※基準（出入口から通路、改札口等を経て車両等の乗降口に至る経路が1以上確保）は満たす。



○：整備基準を満たす  
×：整備基準を満たしていない  
左：旗の台駅（南口）  
右：旗の台駅（東口）

##### ②都市公園

旗の台公園、荏原南公園では、トイレや水飲場などのバリアフリー整備が必要です。

	出入口		園路				トイレ		水飲場	備考
	幅員	段差	幅員	段差	縦断 勾配	横断 勾配	出入口の 幅員	構造	車いす対 応の構造	
旗の台公園	×	スロー プ対応	○	○	○	○	—	—	×	出入口 12%の勾配あり
荏原南公園	○	○	○	○	○	○	×	×	×	



○：整備基準を満たす  
×：整備基準を満たしていない  
左：旗の台公園出入口  
右：荏原南公園トイレ

<sup>7</sup> 多機能トイレ（だれでもトイレ）：高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を連れた人など、誰もが円滑に利用できる十分なスペースを確保したトイレのこと。オストメイト（人工肛門や人工膀胱を利用している人）用の洗浄器や乳幼児のおむつ替え用のベビーベッドなどの機器を備えたものがある。だれでもトイレは東京都における多機能トイレの呼称。

### ③建築物

建築物は、バリアフリー化が進んでいない状況であり、旗の台文化センターや旗の台児童センター、旗台小学校、旗の台シルバーセンターは、出入口部の段差や上階への移動に課題が見られます。一方、トイレの高機能化（オストメイト<sup>※8</sup>、ベビーチェアやベビーベッドなど）に課題がある施設も見られます。

施設名称	道路からの接続（1以上の段差がない経路）	出入口等		昇降施設		トイレ			案内		駐車場	備考	
		出入口や通路の幅の確保や段差の解消	出入口等必要箇所に点字ブロックを設置	エレベーターの設置	階段の手すりの設置	車いす対応トイレの設置	オストメイト対応トイレの設置	ベビーチェアの設置	ベビーベッド（オムツ替えスペース）の設置	案内設備・案内所の設置			施設内の案内板や案内標識の設置
荇原第二地域センター	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	×	*施設内の点字ブロック上に障害物あり
第二延山小学校（※）	○	○	×	—	—	○	○	×	×	○	○	○	
旗台小学校（※）	×	×	×	—	—	○	×	×	×	○	○	×	
清水台小学校（※）	○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	
荇原第五中学校（※）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
旗の台文化センター	×	×	×	×	○	×	×	○	○	○	○	×	*2階案内板障害物があり、一部見えない
旗の台児童センター	×	×	×	×	○	×	×	○	○	○	○	×	*1階案内板障害物があり、一部見えない
旗の台保育園（※）	×	×	×	—	—	×	×	×	×	○	×	×	
旗の台シルバーセンター	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×	
心身障害福祉会館・障害者生活支援センター	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	*出入口点字ブロック老朽化している
昭和大学病院	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
昭和大学病院附属東病院	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	*点字ブロック一部途切れている（正面玄関口）

※学校及び保育園は、一般開放している箇所の現状を評価した。

○：基準を満たす

×



荇原第二地域センター出入口



旗の台文化センター案内板



旗の台保育園出入口



旗の台シルバーセンター階段

<sup>8</sup> オストメイト：直腸・膀胱などの機能障害により、人工肛門・人工膀胱を造設している人のこと。

## (2) 生活関連経路のバリアフリー化の現状

### ①各経路の現状

都道など一部の経路は歩道が設置されていますが、商店街を通る経路などは舗装の色により視覚的な歩車分離が行われています。歩行者の多い交差点においては、音響式信号機<sup>9</sup>が設置されている場所が見られますが、横断歩道にエスコートゾーン<sup>10</sup>が設置されていません。

注1) 区間名称は、P.16生活関連経路一覧の管理区分及び番号参照

注2) 本計画では視覚障害者誘導用ブロックを点字ブロックと表記

区間	主な課題等（基準に則して判断）
都道① 昭和大学病院附属東病院前～昭和大学病院前～清水台小学校前～区道Ⅳ-113 交差点	<ul style="list-style-type: none"> <li>横断歩道のすりつけ勾配<sup>11</sup>がきつい</li> <li>路上駐輪があり、歩行の妨げになる</li> <li>縦断勾配<sup>12</sup>がきつい</li> <li>有効幅員が狭い</li> </ul>
区道① 荏原南公園前～第二延山小学校前～昭和大学病院前～中原街道	<ul style="list-style-type: none"> <li>横断歩道のすりつけ勾配がきつい</li> <li>横断勾配<sup>13</sup>がきつい</li> </ul>
区道② 第二延山小学校北側～荏原第二地域センター南東角	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効幅員が狭い</li> </ul>
区道③ 荏原第二地域センター南東角～荏原第二地域センター入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>
区道④ 昭和大学病院北東角～中原街道	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>
区道⑤ 中原街道～心身障害者福祉会館前～三間通り	<ul style="list-style-type: none"> <li>縦断勾配がきつい</li> <li>点字ブロックの老朽化</li> </ul>
区道⑥ 中原街道～三間通り	<ul style="list-style-type: none"> <li>路上駐輪があり、歩行の妨げになる</li> <li>歩道に店看板がある為、歩行の妨げになる</li> </ul>
区道⑦ 心身障害者福祉会館前～区道Ⅳ-101 交差点	<ul style="list-style-type: none"> <li>路上駐輪があり、歩行の妨げになる</li> <li>点字ブロック付近に店看板がある為、歩行の妨げになる</li> <li>路上駐車があり、歩行の妨げになる</li> </ul>
区道⑧ 三間通り～旗の台公園前～旗の台児童センター入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>
区道⑨ 旗の台公園前～旗の台保育園入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>
区道⑩ 三間通り～荏原第五中学校入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>縦断勾配がきつい</li> </ul>
区道⑪ 三間通り～旗の台シルバーセンター北西角	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道に店看板がある為、歩行の妨げになる</li> </ul>
区道⑫ 旗の台シルバーセンター北西角～旗の台シルバーセンター入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>



左から：横断歩道のすりつけ勾配がきつい、路上駐輪、縦断勾配がきつい、点字ブロック付近に店看板

<sup>9</sup> 音響式信号機：歩行者用青信号の表示の開始または表示が継続していることを音響により伝達することができる装置を付加した信号機のこと。

<sup>10</sup> エスコートゾーン：横断歩道の中央部に道路全幅にわたって触覚マーカ（突起帯）を敷設した設備で、視覚障害者の道路横断を支援するもの。

<sup>11</sup> すりつけ勾配：横断歩道接続部における歩道すりつけ区間の勾配のこと。

<sup>12</sup> 縦断勾配：歩道の進行方向の勾配のこと。

<sup>13</sup> 横断勾配：歩道を横切る方向の勾配のこと。